

令和7年度 金山駅周辺まちづくり推進会議

日時:令和8年2月9日(月)9時30分～9時50分
場所:本庁舎2階 特別会議室

○開 会

○議 題

1. アスナル金山エリア再整備に向けた検討状況について 資料1
2. 新たな劇場整備に向けた進捗状況等について 資料2

○参考資料

- ・金山駅周辺まちづくり推進会議設置要綱

令和7年度 金山駅周辺まちづくり推進会議 出席者名簿

会長

役職	氏名	出欠(予定)
副市長	中田 英雄	○

副会長

役職	氏名	出欠(予定)
副市長	杉野 みどり	○

委員

役職	氏名	出欠(予定)	代理出席者	
			役職	氏名
防災危機管理局長	蛭川 賢之	○		
総務局長	高田 克己	○		
財政局長	武田 淳	○		
観光文化交流局長	佐治 独歩	○		
環境局長	鬼頭 秀一	○		
健康福祉局長	山田 隆行	○		
住宅都市局長	伊藤 大	×	担当局長(まちづくり推進)	塩沢 洋
緑政土木局長	山田 好人	○		
上下水道局長	酒井 雄一	○		
交通局長	折戸 秀郷	○		
中区長	五味澤 陽平	○		
熱田区長	杉本 隆司	○		

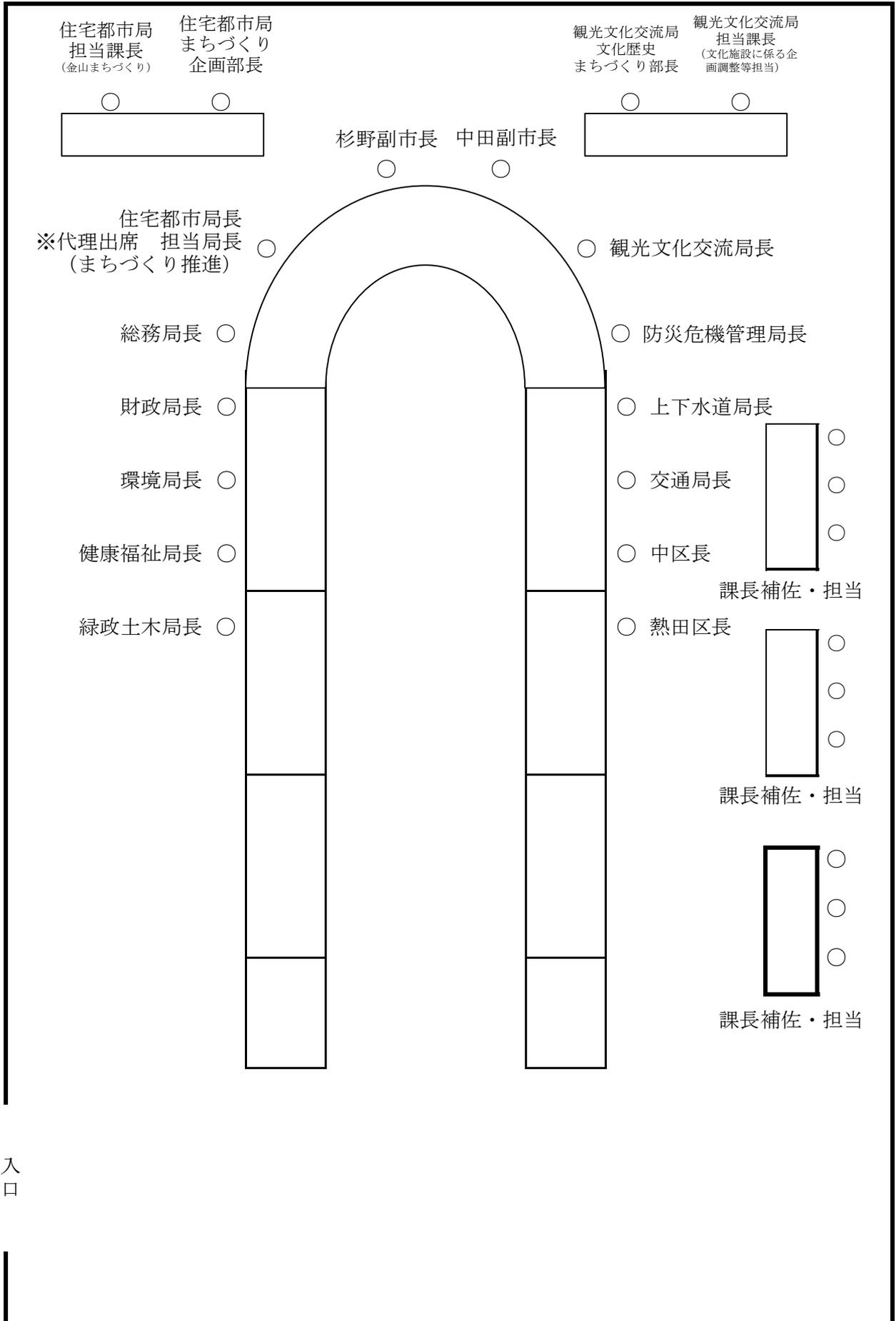
○事務局

住宅都市局まちづくり企画課 観光文化交流局文化芸術推進課

令和7年度 金山駅周辺まちづくり推進会議 配席表

令和8年2月9日(月) 幹部会終了後

特別会議室



1. これまでの経緯

令和7年2月	「金山駅周辺まちづくり計画」及び「アスナル金山エリア再整備実施方針」を策定・公表
令和7年4月	アスナル金山エリア再整備 事業協力者選定 (住友商事、大成建設、日建設計、中部電力、名鉄都市開発)

2. 今年度の検討状況

・地権者との共同開発に有効な事業スキームとして、以下のメリットを踏まえて「市街地再開発事業」による事業成立性を検証

- ・商業やオフィスなど**民間施設の収益（テナント賃料等）**により、**新たな劇場の第3ホールと民間地権者オフィス**の整備費用を賄うことができる。
- ・事業前後の**土地交換や建物の権利設定を一括で整理**

【検討結果】現時点で事業採算性の確保に課題

- 再開発事業での事業化を見据えると、**事業環境の動向に注視し、事業化時期の見極めが必要**
- 将来的に事業環境が改善しない可能性も見据えると、**市街地再開発事業以外の事業手法についても検討が必要**

【事業スケジュール見直し】

- ①想定していた令和8年度の基本計画策定、事業者公募、令和14年度の工事着手は見送り
 - ②現アスナル金山は、令和9年10月が営業期限のため、延長（可否・期間）について早期判断が必要
- ➡①事業スケジュールと②アスナル営業期限を見直し

4. 劇場周辺の基盤整備

5. まちづくりの進め方

- アスナル金山エリアの事業が見通せない中、見切りでアスナルを閉鎖する判断は合理的ではないため、アスナルの設備が耐用年数を迎える築30年（令和17年度末）まで延長する方針
- まちづくり計画で掲げた**コンセプトや将来イメージは、引き続き実現を目指す**
- アスナル金山エリアと古沢公園・市民会館エリアは、**同時期ではなく段階的な整備となる**
⇒同時整備による賑わい・文化芸術活動の喪失への影響低減
- 再整備の事業化検討にとどまらず、**まちづくりコンセプトの実現に向けた取組みを推進**
⇒引き続き、エリアマネジメントを推進し、地域の魅力向上を図る（南口エリアや道路空間の利活用等の取組みを想定）

【想定スケジュール】



1. 経緯

令和7年2月	「新たな劇場基本計画」を策定・公表
令和7年5月	新たな劇場整備事業者選定準備等業務委託【アドバイザー業務→令和9年度末まで】 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング、安井建築設計事務所)
令和7年9月	令和7年度第1回新たな劇場整備・運営等検討懇談会
令和7年10月	バリアフリー整備相談支援事業「当事者参画の場」 (金山まちづくりと合わせて相談)
令和8年1月	令和7年度第2回新たな劇場整備・運営等検討懇談会

2. 新たな劇場整備・運営に向けたPFI事業の範囲について

整備・運営手法については、新たな劇場基本計画(R7.2)に記載のあるとおり、性能発注方式により公共サービスの向上や事業費の削減を図るため、**PFI事業(BTO方式)**を採用

古沢公園・市民会館エリア = PFI事業範囲

《PFI事業範囲に含まれるもの》

事項	内容
ホール機能	第1ホール 聴くホール(2,200席程度) 第2ホール 観る・魅せるホール(1,500席程度)
関係諸室	楽屋、共通ロビー、スタジオ、練習室、会議室、 にぎわい・交流スペース ・イベント・コミュニティスペース・飲食・物販スペース・情報スペース など
・古沢公園 ・古沢公園駐車場 ・オープンスペース①及び②	

《事業範囲の考え方》

◎ 開かれた劇場の整備

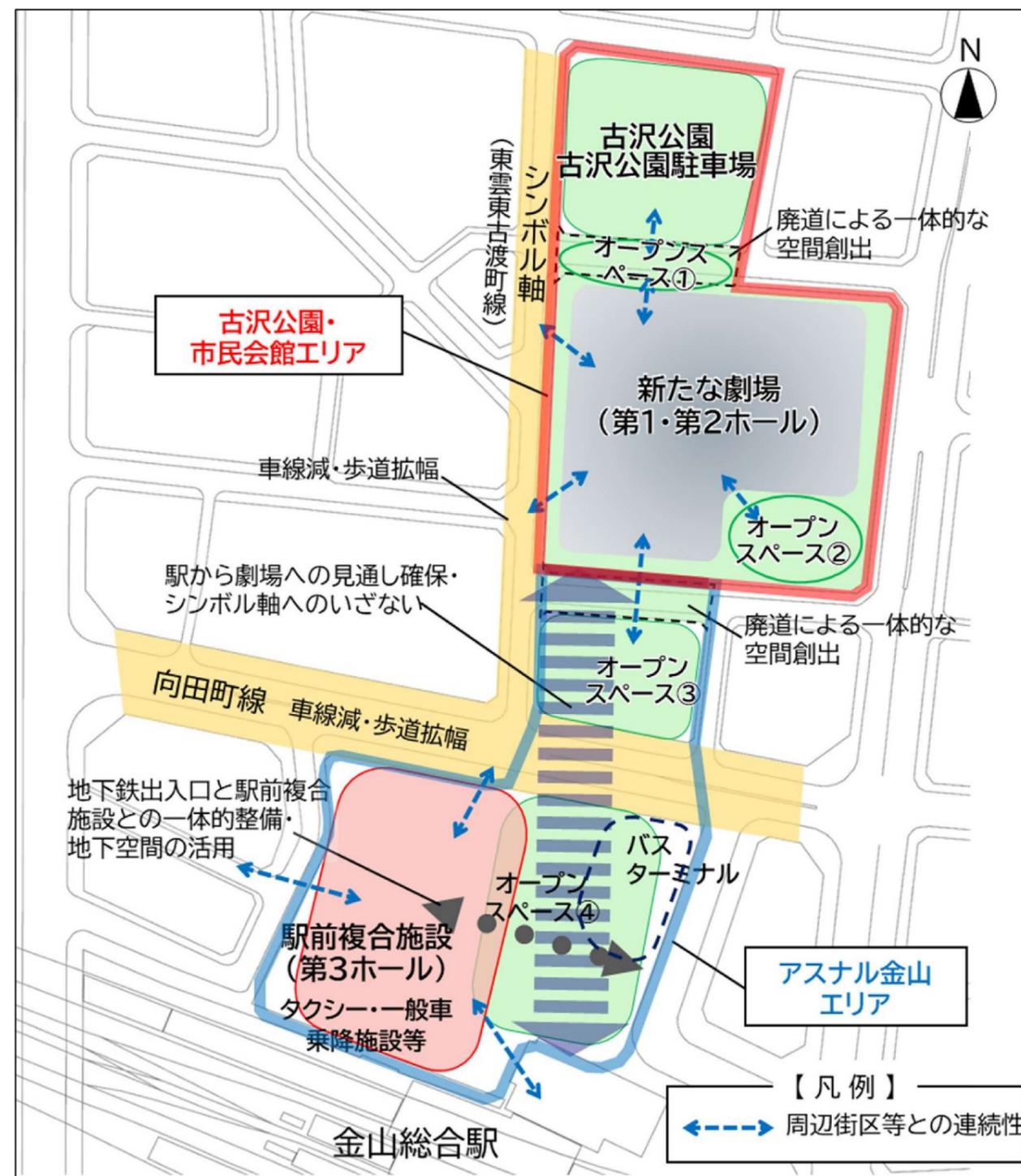
まちと連続性のあるハード整備と、金山駅周辺地域における新たな劇場を核とした面的・一体的なソフト施策の展開。

◎ 公園・オープンスペース

新たな劇場の北側には地域の公園としての機能を維持しつつ、開かれた劇場との一体感を持つ魅力的な公園として古沢公園を活用。また、敷地内に誰でも気軽に利用でき、文化芸術活動の場としても利用できるオープンスペースを配置。

◎ 車両出入口

金山駅周辺地域におけるウォーカブルなまちの形成を見据え、シンボル軸の歩行者動線に配慮した搬出入車両や来館車両の出入口の配置。



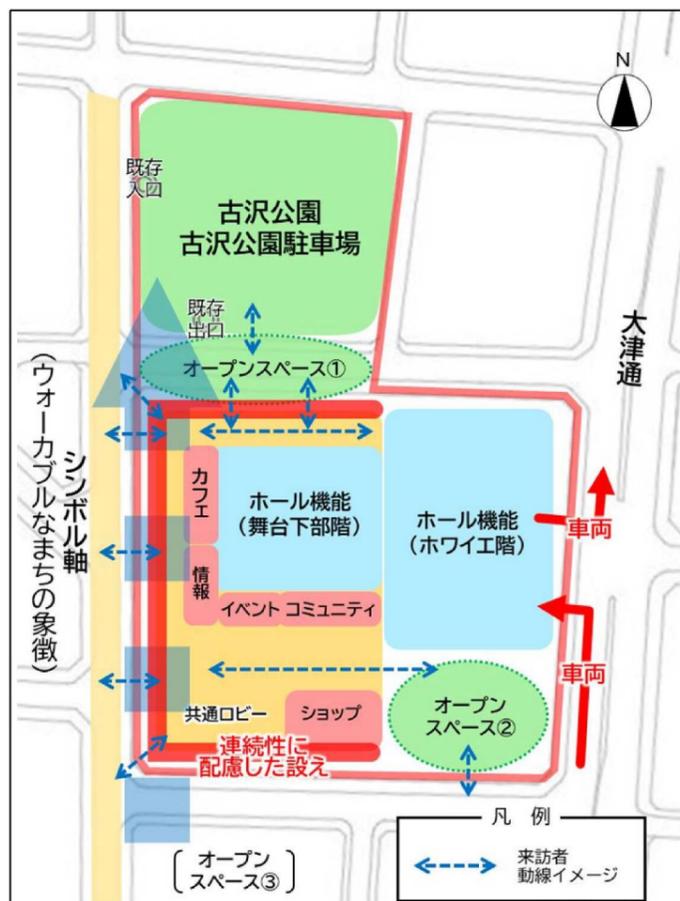
3. 新たな劇場整備に向けた要求水準に関する課題

アスナル金山エリアの事業化が見通せない状況や、古沢公園駐車場の利活用などを踏まえて、新たな劇場整備の要求水準において、関係する事項と対応方針について整理

事項	内容
シンボル軸 (東雲東古渡町線)	要求水準においては、いずれも、 新たな劇場の外観、機能配置、人・車両動線など 開かれた劇場として、施設整備の条件整理が必要
オープンスペース③ (廃道部分を含む)	

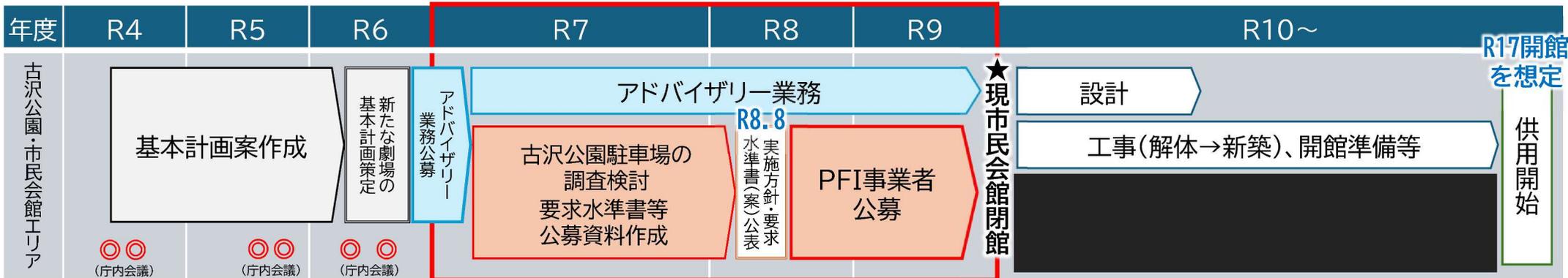
- ▶ 劇場開業時におけるシンボル軸の最善の整備形態について調整(住都局と連携)
- ▶ 新たな劇場の外観については、オープンスペース③の整備状況によらず、シンボル軸・古沢公園・金山駅方面への歩行者動線に配慮した設えとする。
- ▶ 人・車両動線に係る古沢公園駐車場は、既存施設の有効活用を前提に、新たな劇場の駐車場として、一体的に運用する。

《機能配置のイメージ図》



◎ 新たな劇場と古沢公園駐車場は、アクセス上のサービス向上、シンボル軸に配慮した交通処理やバリアフリー対応のため、車両・人の往来機能強化を想定

4. 今後のスケジュールについて



金山駅周辺まちづくり推進会議設置要綱

(目的)

第1条 金山駅周辺まちづくりを全庁的に連携して推進するため、金山駅周辺まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 金山駅周辺まちづくりの推進に係る検討・調整
- (2) 新たな劇場の整備に係る検討・調整
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

- 2 会長は、住宅都市局主管副市長とし、副会長はその他の副市長とする。
- 3 委員は別表1に掲げる職にある者とする。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理することができる。

(会議)

第4条 会長は、必要の都度、会議を招集し議長を務める。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の所掌事務に関する調整、整理を行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会に幹事長及び幹事を置く。
- 3 幹事長、幹事は別表2に掲げる職にある者とする。
- 4 前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、前条中「会議」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(部会)

第6条 幹事会の協議事項に関する詳細な検討・調整を行うため、部会を設置する。

2 部会に部会長及び部会員を置く。

3 部会長、部会員は別表3に掲げる職にある者とする。

4 部会の招集その他の事項は、第4条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えて、同条の規定を準用する。

(事務局)

第7条 推進会議及び幹事会及び部会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、第2条第1項第1号に定める事項については住宅都市局まちづくり企画部まちづくり企画課に、同項第2号に定める事項については観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課に置き、同項第3号に定める事項については、まちづくり企画課と文化芸術推進課がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

別表 1

委員	防災危機管理局長 総務局長 財政局長 観光文化交流局長 環境局長 健康福祉局長 住宅都市局長 緑政土木局長 上下水道局長 交通局長 中区長 熱田区長
----	---

別表 2

幹事長	住宅都市局担当局長（まちづくり推進）
幹事	防災危機管理局次長 総務局企画部長 総務局総合調整部長 財政局担当部長（資産経営） 観光文化交流局文化歴史まちづくり部長 環境局環境企画部長 健康福祉局障害福祉部長 住宅都市局都市計画部長 住宅都市局担当部長（交通企画・モビリティ都市推進） 住宅都市局建築指導部長 住宅都市局まちづくり企画部長 緑政土木局路政部長 緑政土木局緑地部長 上下水道局技術本部計画部長 交通局営業本部企画財務部長 交通局営業本部営業統括部長 交通局営業本部電車部長

	交通局営業本部自動車部長 交通局技術本部施設部長 中区区政部長 熱田区区政部長
--	--

別表 3

部会長	住宅都市局まちづくり企画部長
部会員	防災危機管理局防災企画課長 総務局企画部企画課長 総務局総合調整部総合調整課長 財政局財政部資産経営課長 財政局財政部担当課長（資産経営） 観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課長 観光文化交流局文化歴史まちづくり部担当課長（文化施設に係る企画調整等） 環境局環境企画部環境企画課長 環境局環境企画部担当課長（生物多様性に係る企画調整） 環境局環境企画部脱炭素社会推進課長 環境局環境企画部担当課長（地域脱炭素施策の推進） 健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消） 住宅都市局担当課長（企画調整） 住宅都市局都市計画部都市計画課長 住宅都市局都市計画部担当課長（防災・都市施策） 住宅都市局都市計画部街路計画課長 住宅都市局都市計画部ウォークアブル・景観推進課長 住宅都市局都市計画部交通企画・モビリティ都市推進課長 住宅都市局都市計画部担当課長（駐車場のあり方検討） 住宅都市局建築指導部建築指導課長 住宅都市局まちづくり企画部担当課長（金山まちづくり） 緑政土木局担当課長（企画調整） 緑政土木局路政部道路利活用課長 緑政土木局緑地部緑地管理課長 上下水道局技術本部計画部担当課長（流域管理）

交通局營業本部企画財務部担当課長（企画調整）
交通局營業本部營業統括部資産活用課長
交通局營業本部電車部駅務課長
交通局營業本部電車部担当課長（施設管理）
交通局營業本部自動車部路線計画課長
交通局營業本部自動車部自動車施設課長
交通局技術本部施設部施設計画課長
交通局技術本部施設部工務課長
中区区政部地域力推進課長
熱田区区政部地域力推進課長